

第4回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月8日(木) 午後1時32分から2時05分

2 開催場所 高岡市役所803会議室

3 委員定数 19人

4 出席委員数 (16人)

1番	篠原 誠一郎	3番	石黒 昇
4番	杉山 逸郎	6番	寺嶋 哲
8番	山崎 明夫	9番	山田 元徳
10番	野原 弘美	11番	向井 正弘
12番	村上 伊千子	13番	山田 正
14番	川渕 順正	15番	常木 準
16番	矢後 暁二	17番	浦野 智稔
18番	福田 達夫	19番	北川 浩一

5 欠席委員 2番 尾崎 輝雄 5番 吉田 重成 7番 石王 純子

6 議事日程

議案第34号 農地の権利移動について〔農地法第3条許可申請〕
議案第35号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第5条許可申請〕
議案第36号 高岡市農業委員の辞任及び欠員補充について
議案第37号 高岡市農地利用最適化推進委員の辞任及び欠員補充について
報告第24号 市街化区域内の権利移動に伴う農地転用について
〔農地法第5条届出〕
報告第25号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第18条通知〕
報告第26号 高岡市農用地利用集積等促進計画(中間管理事業に係る県公告分)
について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	須田 稔彦
事務局次長	石黒 伸英
主任	小林 唯

議 長

これより、第4回高岡市農業委員会総会を開会いたします。
総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は19名、現在の出席委員は16名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、10番 野原委員、11番 向井委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第34号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第34号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で7件、面積にして20,040㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

受人の経営面積が1,000㎡以下の案件について、ご説明いたします。

これからご説明する経営面積が1,000㎡未満の3つの案件については、営農計画書を提出してもらい、地区担当委員の方にご確認いただいております。

申請番号2については、新規の方ですが、本家が農家であるため水やり等の手伝いは経験のある方です。後ほど農地の賃貸借の合意解約の報告でもご説明いたしますが、現在申請地の耕作を行っている方の指導等を受けながら耕作を行っていくとのことです。

申請番号5については、申請地は受人の父親が借りていた農地で、受人も10年ほど従事していました。このたび所有権移転し、耕作を継続していくものです。

申請番号6については、新規の方で市外在住ですが、今年中に本市へ移住予定です。また、受人と渡人は姉弟関係にあり、渡人の指導を受けながら耕作を行っていくとのことです。

以上7件につきましては、地区担当委員の方々に通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件について補足説明や質疑ありませんか。

議 長 私の方から申請番号 2 番について補足説明したいと思います。
新規営農者となる受入ですが、3 条の申請の調査の依頼を受け、私の方から本人に直接会って農業者としてやっていけるのか等の話をして確認しております。本人は、この規模の草刈りや水管理について作業したことがあり、指導を受けながら耕作するとの話しでしたので問題ないものと考えております。

浦田委員 その方は何歳ぐらいの方ですか。

議 長 確か 72 歳か 74 ぐらいだったと思います。

事務局 申請時において年齢は 71 歳となります。

では、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 ※全員の挙手を確認〕

賛成多数と認めます。
よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第 35 号を議題とします。（5 条）
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 35 号権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 7 件、面積にして 9,449 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。
申請番号 3～6 は砂利採取ための一時転用で、同一案件となっております。なお、転用面積が 3,000 m²を超えるため、常設審議会案件となります。また、申請番号 2 は 1 月に農地転用許可済みの案件ですが、申請日前に譲渡人が死亡していたことが判明したため、現在の土地所有者を新たな譲渡人として再申請されたものです。

以上 7 件は地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。この案件について補足説明や質疑ありませんか。

（なし）

では、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 ※全員の挙手を確認〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

なお、番号 3 から 6 の転用面積が 3, 0 0 0 m²を超える案件については、県知事に進達する前に、一般社団法人 富山県農業会議へ諮問し、その答申を添えて進達することとなります。

議 長

次に、議案第 36 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 36 号「高岡市農業委員の辞任及び欠員補充について」ご説明いたします。

尾崎農業委員より、高岡市長及び高岡市農業委員会会長あてに令和 6 年 7 月 8 日付で辞任願が提出されました。辞任の理由は、一身上の都合（病気療養中）により、農業委員としての職責を十分に果たせなくなるなどの思いから願い出られたものでございます。

農業委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 1 3 条において、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されております。今回、退任についてご審議いただき、農業委員会の同意を得た後は、市へ答申し市長部局において決裁されて辞任となります。なお辞任日については市長決裁日になります。

事務局

続きまして「農業委員の欠員補充について」ご説明いたします。
農業委員会でご承認いただいた結果を市に報告し、市長の決裁日をもって正式に辞任となります。そうすると農業委員に 1 名の欠員が生じます。6 分の 1 以上の欠員が生じた場合（高岡市の農業委員会では 4 名）は必ず補充しなければなりません、補充の判断に関しては、農業委員会が補充しなければ業務に支障が生じるとした場合、欠員補充することについて市の同意を得れば可能となっています。市には事前に補充の旨については説明しておりますので、委員会で承認されればそのように進めてまいります。

なお、欠員補充とした場合のスケジュールについて簡単に説明します。別紙をご覧ください。

1. 公募の形で市内全域に募集することになります。

任命には議会の同意を得ることが必要ですので、任期は任命式が開催されてから令和 9 年 4 月 30 日までの間になります。

2. 広くお知らせする必要がありますので、広報紙の掲載が必須です。編集関係上、最速でも今月中に募集日程等を決定し(10 月 1 日～31 日)、10 月号にて公表と同時に募集開始。11 月には外部 2 名を含めた評価委員会を開催し候補者の選定。市長へ評価委員会での意見の提出により市長が人事案件として 12 月議会に諮ります。議会での同意を受けて、1 月中に対象者に通知、任命式をもって任命という流れとなります。

以上、農業委員の退任についての同意、欠員補充について進めてよいか審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手 ※全員の挙手を確認]

よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

予定していた議案は以上となりますが、ここで、追加議案があります。議案第 37 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、急遽追加した議案 議案第 37 号「高岡市農地利用最適化推進委員の辞任及び欠員補充について」 ご説明いたします。

8 月 6 日付で北般若地区の山田推進委員より会長あてに辞任願が提出されました。辞任の理由は、体調不良により、推進委員としての活動を十分に果たせていないうえ、これからも活動に参加できないとのことから願い出られたものでございます。

農地利用最適化推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 23 条において、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されております。

今回、退任についてご審議いただき、農業委員会の同意を得た後は辞任となります。なお推進委員の場合は、辞任の日は本人の希望や委員会

の都合で指定できるとのことから手続き上 8 月 31 日付とさせていただき、ご本人にも了承いただいております。

続きまして「推進委員の欠員補充について」ご説明いたします。

委員会でご承認いただいた場合、北般若地区の推進委員に 1 名の欠員が生じます。推進委員に関する要綱の規定、第 14 条では「農業委員会は、推進委員の罷免、失職、辞任等によりその欠員を生じたときは、この要綱の定める手続きに基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない」とされております。

なお、スケジュールについては、農業委員の募集と同時に行いますが、推進委員の場合は、農業委員会で委嘱しますので、募集後は農業委員会内で選考委員会を開催し、選考委員会で審査し決定します。

推進委員については、議会の同意は必要ありませんので、最速で 12 月の総会で審議し委嘱する流れになると思います。

以上、推進委員の退任、欠員補充について進めてよいか審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手 ※全員の挙手を確認]

よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、報告第 24 号から第 26 号について、一括して報告いたします。内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第 24 号市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 10 件、面積にして 4,656.79 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。申請番号 4～6 は同一案件で、転用目的は一般住宅です。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして報告第 25 号農地の賃貸借の合意解約についてであります。
今回は申請件数で 3 件、面積にして 12,680.00 m²となっております。
内容については次ページ以降に記載のとおりです。

申請番号 1 は 12,248 m²の解約となっておりますが、これは（2 ページ
の議案第 34 号の申請番号 1）農地法第 3 条の所有権移転にあたり、現在
設定されている賃貸借を解約する必要があるため行うものです。解約後、
受人の方は新規所有者の方への指導等を行っていくとのことです。

続きまして報告第 26 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理
事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、3 件です。
期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。
個別の申し出内容については、20 ページ以降に記載しております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいた
しております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、43.51%と
なっております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。この案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。
本日の議案審議は終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、第 4 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和6年8月8日

議事録署名

議事録署名